

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
FAX 67-2117

各種パブリックコメント募集

	朝日町観光振興計画（案）	きらきらあさひ健康プラン(第3次)・朝日町食育・地産地消推進計画(第2次)（案）	朝日町のち支える自殺対策計画(第2期)（案）
概要	平成23年度に策定した「朝日町観光のまちづくり計画書」の計画期間が終了したことから、今後の観光振興施策の方向性を示す、新しい「朝日町観光振興計画」の策定を行っています。この計画は、観光分野における目指す町の姿や方向性を明らかにしたものであり、この度、新しい計画を策定し、その計画案について公表するとともに広くご意見をいただくため、パブリックコメントを募集します。	本計画は、町民の健康づくりに関する基本計画であり、基本方針の柱の一つとして、食育地産地消推進計画を包含するものです。この計画案を公表するとともに、町民の皆様から広く意見をいただきたく、パブリックコメントを募集します。	朝日町のち支える自殺対策計画(第2期)の策定を進めております。この計画は、自殺対策を総合的に推進し、誰も自殺に追い込まれることのない朝日町の実現を目指し策定するものです。この計画案を公表するとともに、町民の皆様から広く意見をいただきたく、パブリックコメントを募集します。
期間	3月25日（月）まで	3月22日（金）まで	3月22日（金）まで
意見できる方	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他の団体 ③町内に存在する事務所又は事業所に勤務する者 ④パブリックコメントに係る事案に利害関係を有する者		
提出方法	任意様式	所定の様式	所定の様式
提出先	〒990-1411 朝日町大字宮宿 1115 (FAX: 67-2117)		
	Mail:kanko@town.asahi.yamagata.jp	Mail:kenkou@town.asahi.yamagata.jp	Mail:kenkou@town.asahi.yamagata.jp
問合せ先	総合産業課 商工観光課 ☎67-2113	健康福祉課 保健医療係 ☎67-2116	健康福祉課 保健医療係 ☎67-2116
町ホームページ			

国民年金保険料免除等の申請について

国民年金保険料は毎月納めていただく必要がありますが、収入の減少や失業等により、保険料を納めることができなくなることもあります。

保険料を未納のままにしておくと、将来の年金「老齢年金」や、障害や死亡といった不測の事態が生じたときに、「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、寒河江年金事務所または役場の国民年金窓口で手続きをしてください。

申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請することができます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、下記へご相談ください。

▶問合せ先

寒河江年金事務所 国民年金課 ☎84-2551
(自動音声案内5)
税務町民課 住民生活係 ☎67-2119

後期高齢者医療保険料の保険料率等が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療費などの推計を基に、2年ごとに見直しを行っています。また、令和6・7年度の保険料率は、現役世代の負担増を抑制するための制度改正の内容も踏まえて見直しを行うこととなりました。なお、一定以下の所得の方等について、激変緩和措置が講じられます。

改定される保険料率及び保険料の賦課限度額は、次のとおりです。

▶保険料率（令和4・5年度 → 令和6・7年度）

- ・所得割率 8.80% → 9.43%
(所得に応じて負担していただく分を算定する際の率)
- ※ただし、年金収入153万円～211万円相当の方は、8.68%（令和6年度のみ）
- ・均等割額 43,100円 → 47,600円
(加入者が公平に負担していただく分)

▶保険料の賦課限度額（令和6年度以降）

- ・賦課限度額 66万円 → 80万円
- ※ただし、昭和24年3月31日以前に生まれた方等は、73万円（令和6年度のみ）

▶備考

制度改正の内容や保険料率等の詳細は、7月に保険料額決定通知書とともに送付されるリーフレットに記載されます。

▶問合せ先

山形県後期高齢者医療広域連合
☎0237-84-7100

軽自動車の廃車・変更手続きについて

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に対して課税されます。廃車や譲渡、転出の手続きが終わっていないものがありましたら、3月31日までに手続きをお願いします。

※手続きが4月1日以降になると、令和6年度も課税されます。

▶手続きの必要な方

- ①車は廃車したが、廃車届を提出していない方
- ②車両を他人や世帯内の方に譲渡し、名義変更手続きをしていない方
- ③住所が変わったが、車検証に記載されている住所の変更手続きをしていない方

▶手続き先

- ①山形ナンバーの車はディーラー、または県軽自動車検査協会（☎050-3816-1835）、二輪車はディーラー、または山形運輸支局（☎050-5540-2013）
- ②朝日町ナンバーの車両は役場での手続きとなります。手続きの際、納税義務者の印鑑と手続きする方の本人確認できるものが必要です。また、廃車・転出の場合は、ナンバーをご返却ください。紛失した場合、実費弁償金として1枚300円いただきますので、ご注意ください。

▶問合せ先 税務町民課 税務係 ☎67-2107

プレミアム付お買物券
有効期限迫る！

プレミアム付お買物券の使用期間は、令和6年4月6日(土)までです。
使用しなかったお買物券の払い戻しはできませんのでまだお持ちの方は、使用
期間内にご使用ください。

▶問合せ先 朝日町地域振興発展会 ☎67-2207

働きながら学ぶ農業入門講座の受講生募集

他産業に従事しながら就農を目指す方や就農初期
段階の農業後継者等を対象に、農業の基本を学ぶ夜
間・休日等の研修です。

▶研修期間

各講座：午後7時～午後9時、
現地講習：午前10時～正午
稲作、果樹、野菜の各講座に分かれ、4月から11
月までの間に講座6回、現地講習1回を行う

▶受講場所

【稲作講座】

山形市南沼原コミュニティセンター

【果樹・野菜講座】

河北町総合交流センター「サハトベに花」

▶募集定員

稲作講座 20名、果樹講座 40名、
野菜講座 30名程度

▶受講料

無料

▶申込期限

3月27日(水)

▶申込・問合せ先

山形県立農林大学校研修部

☎0233-22-8794

FAX 0233-23-7537

mail:kenshu@pref.yamagata.jp



◀山形県立農林大学校
ホームページ

西部・北部公民館等の夜間や休日の貸出方法が変わります

令和6年4月1日より下記の施設を夜間や休日に
利用する時の鍵の貸出方法が変わります。貸出方法
の詳細については、各西部、北部公民館にて施設の
貸出予約をする際に説明します。

▶対象となる施設

西部公民館、健康増進センター
北部公民館、北部体育館

▶新しい鍵の貸出場所

西部公民館（西部公民館及び健康増進センター分）
北部公民館（北部公民館及び北部体育館分）

▶問合せ先

教育文化課 西部公民館 ☎67-2208

教育文化課 北部公民館 ☎68-2111

農業実践者セミナーのお知らせ

新たに農業を始められる方、就農して5年程度ま
での農業者の方を対象に、基本的な生産技術や経
営管理法を習得する講座を開講します。

▶講座内容（専門別に開催）

稲作、果樹、野菜、花き、農業簿記（パソコン）

▶開催期間

令和6年4月中旬～令和7年3月中旬

▶受講料

無料

※現地研修経費及び教材費等を伴う場合は実費負担

▶申込期限

4月12日(金)

▶問合せ先

村山総合支庁西村山農業技術普及課
☎86-8248

朝日町長選挙の選挙期日について

令和6年12月7日任期満了に伴う町長選挙を次
のとおり執行予定ですのでお知らせします。

▶町長選挙執行予定日

選挙の告示：令和6年11月19日(火)

投票：令和6年11月24日(日)

※その他、立候補予定者説明会および出納責任
者説明会等の各種日程については、今後随時
お知らせします。

▶問合せ先

朝日町選挙管理委員会事務局（総務課内）

☎67-2111

農耕作業用車両にもナンバー（標識）が必要です

乗用装置を備えた小型特殊自動車は、公道を走行しなくとも軽自動車税の課税対象となります。下記の該当車両を所有し、町への登録が済んでいない方は、役場でナンバーの交付手続きを受けてください。

▶小型特殊自動車とは

農耕作業に使用する農耕作業用自動車と建設等に用いるその他の自動車に分類され、軽自動車税の対象となります。

※農耕作業用

全長・全幅・全高の大きさに制限は無く、最高速度が時速35キロ未満のもの

▶該当車両（いずれも乗用装置があるもの）

耕運機、スピードスプレーヤー、トラクター、乗用田植機、コンバイン、乗用草刈機、農耕用トレーラなど

▶交付手続きに必要なもの

①窓口で手続きされる方の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、免許証、保険証など）

②車体番号、型式、排気量等の情報

※わからない場合は車種（耕運機等）

○「農耕車用標識シール」を交付します

農耕作業用小型特殊自動車の中にはナンバーの取り付けが難しいものがあります。ナンバーがないと、未登録車と区別がつかないことから、取り付けが難しい車両に限り、標識シールを交付します。

▶交付対象車両

農耕作業用小型特殊自動車で、ナンバーの取り付けが難しいもの

▶申請に必要なもの

①「農耕車用標識シール」が必要な車両のナンバー

②窓口で手続きされる方の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、免許証、保険証など）

【注意点】

①所有者本人または同居の方以外は申請できません

②標識シールはナンバーの代わりになりません

③申請の際はナンバーを必ず持参ください。紛失した方は廃車と再登録の手続きが必要です

▶申請・問合せ先

税務町民課 税務係 ☎67-2107

水田活用の直接支払交付金（転作）の見直し等に関する説明会の案内

主食用米の生産調整（転作）を目的に「水田活用の直接支払交付金」が交付されていますが、対象となる「水田」の要件が見直され、令和4年度以降5年間に一度も水張りをしない農地を交付対象外とする「水張り5年ルール」が設定されました。

この制度について東北農政局の担当者を講師とした説明会を右記日程で開催しますので、是非ご参加ください。

▶日時 3月22日（金）午後3時～ 約1時間

▶場所 創遊館ワークルーム3・4

▶対象者 現在交付金の対象となっている方、これから転作を考えている方など

▶その他 参加希望の方は下記までご連絡ください

▶問合せ先 農林振興課 農政係 ☎67-2114

「暖冬・少雪に関する特別金融相談窓口」の設置について

暖冬・少雪に伴い、県内中小企業者の経営に対する影響が懸念されていることから、県において下記のとおり、「暖冬・少雪に関する特別金融相談窓口」を設置します。

▶設置期間

2月21日（水）から当分の間

（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

午前8時30分から午後5時15分

▶場所

県庁8階 産業労働部 商業振興・経営支援課内
（山形市松波2-8-1）

▶問合せ先

山形県産業労働部商業振興・経営支援課 金融担当

☎023-630-2359